

議員提出第6号議案

島根県がん対策推進条例の一部を改正する条例

島根県がん対策推進条例（平成18年島根県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図るため、」の次に「県民、がん患者及びその家族、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、報道関係者、県議会、県、市町村等が一体となって」を加える。

第8条を削る。

第7条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（がん教育の推進）

第14条 県は、市町村、教育関係者、保健医療福祉関係者、患者会等と連携し、児童、生徒等に対し、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに関する正しい知識及び病気とともに生きる人々に対する正しい理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

第6条中「がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体（第8条において「患者会等」という。）」を「患者会等」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（就労の支援）

第12条 県は、がんになり患しても働き続けることができるよう、がん患者及び事業者に対する相談支援及び情報の提供の体制整備、県民の理解を深めるための普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第5条を第10条とし、第4条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（小児がん対策の推進）

第9条 県は、医療機関その他の関係機関と連携して、小児がん患者及びその家族に対する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

第3条を第7条とする。

第2条中「支援すること、」の次に「がん患者に関わる多職種連携によるチーム医療の推進など」を加え、同条を第6条とする。

第1条の次に次の4条を加える。

(県の責務)

第2条 県は、国、市町村、県民、患者会等（がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体をいう。以下同じ。）、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者その他関係する機関及び団体と連携し、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じたがん対策を実施するものとする。

(県民の役割)

第3条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払い、必要に応じ、がん検診の受診に努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第4条 保健医療福祉関係者は、質の高いがん医療及びがんに関する情報の提供に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、従業員に対しがんの予防、がん検診の受診等に関する啓発に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。